（母子保健法施行規則の一部改正）

第十二条　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第二十一条の九第七項」を「第二十条第七項」に改める。

第十四条第一項中「第二十一条の九の四第一項」を「第二十一条の三第一項」に改める。

第十五条第一号中「第二十一条の九の五」を「第二十一条の四」に、「第二十一条の九第八項」を「第二十条第八項」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第十三条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条の八第二項第二号ヘ中「第二十一条の二十八」を「第二十一条の十」に改める。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正）

第十四条　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。

三　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設

第一条第五号を次のように改める。

五　削除

第十四条（見出しを含む。）中「第二十六条の二第一号」を「第二十六条の二第二号」に改める。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第一条第三号中「又は障害者支援施設」とあるのは、「、障害者支援施設又は同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設」とする。

（療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第十六条　療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給」を加え、同項第二号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改める。

第十八条第一項中「第五十条の三」を「第五十条」に改める。

（老人保健法施行規則の一部改正）

第十八条　老人保健法施行規則（昭和五十八年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対する同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療費の支給

第五十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　児童福祉法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対する同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療費の支給

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改正する。

一　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設の中に設けられた診療所

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第一条各号に掲げるもののほか、法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設に限る。）の中に設けられた診療所とする。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第二十一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設」を削り、同条第五号中「及び精神障害者社会復帰施設」を削り、同条第九号中「、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム」を削り、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は相談支援事業を行う施設

第二十条第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第十三号中「福祉ホーム及び」とあるのは、「福祉ホーム、同法附則第四十一条第一項、第四十八条又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設又は同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設及び」とする。

2　施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第四号に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設において相談援助の業務に従事した者については、前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。